



Title	北海道限界地稲作の現段階的特徴
Author(s)	小林, 恒夫
Citation	北海道農業経済研究, 3(2), 63-74
Issue Date	1994-04-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62940
Type	journal article
File Information	KJ00009064902.pdf



[論 文]

北海道限界地帯稲作の現段階的特徴

小 林 恒 夫^{*}

I 問題意識と課題

稲作減反政策下で北海道稲作は大きく再編を余儀なくされてきたが、1992年からの稲作減反緩和、93年産米の歴史的な凶作、94米穀年度の米の緊急輸入、更には95年からの米の部分開放（ミニマムアクセス）の受け入れ（政府決定）という昨今の米をめぐる新たな局面に際し、北海道稲作は更にまた新たな対応を迫られている。ところで北海道の稲作地帯は大きくは中核地帯と限界地帯に分けられているように¹⁾、その展開のあり方は各地帯によって異なる。そのうち前者に関する研究蓄積が多いのに対し、後者に関する研究は比較的少ない²⁾。そして後者に関するこれまでの研究においては、中核地帯の稲作に対し、限界地帯の稲作の生産基盤の脆弱性、規模の零細性、冷害等による生産の不安定性、高転作率とそれへの経営対応などを指摘するものが多い。ところで稲作減反政策以降の稲作限界地帯の変化の中で注目される1つの重要な事柄として、稲作がモチ米に重点を移しつつモチ米主産地として再編されてきた実態があるが、米市場開放下ではこの点が大きな変容を迫られることになると考えられる。ところが、この点に関する研究はほとんど見当たらない状況にある。そこで本稿では、稲作限界地帯がモチ米主産

地として再編されてきた実態と要因を探ることを第1の課題としたい。第2に、限界地帯の稲作農家の今日の存在形態を明らかにする。そして、以上の2点をもって限界地帯の稲作の現段階的特徴と位置付けたい。なお、それらの展開に先立ち、必要なかぎり、まず限界地帯の概念とその適用に関する一応の議論をしておく。

注1) 七戸[6]、山田[15]等を参照。

注2) 限界地帯の稲作に関する研究としては、大前[1]、塩沢・太田原・守友[5]、名寄女子短期大学・北海道大学社会教育研究室[7]、布施・小内・小内[10]、東山[9]、山田[15]、山田[16]等がある。

II 限界地帯の概念

限界地帯とは本来農産物価格論の領域に属する概念である。したがって、それはまた立地論や地代論にかかわる概念でもある。当該農産物の一物一価および需給均衡を前提とし、土地豊度が一定で位置のみが異なると仮定すれば、市場から最も運送費がかかる地帯で生産された農産物の生産費がその農産物の価格を規定することになる。その場合、価格を規定する農産物が生産された地帯での地代（位置の地代）は零（ゼロ）となる。他方、

^{*}市立名寄短期大学、現佐賀大学海浜台地生物生産研究センター

運送費を一定（あるいは無視できる）と仮定すれば、豊度がいちばん低い地帯（最劣等地）で生産された農産物の生産費がその農産物の価格を規定することになる。したがって最劣等地では豊度に基づく地代（豊度地代）は零となる。いうまでもなく、前者がチューネンの立地論における位置地代論であり、後者がマルクスの豊度（差額）地代論である。マルクス地代論でいえば、この最劣等地が限界地帯に相当する。

ところで、この限界地帯に関しては、次の諸点を指摘しておかなければならない。第1は、限界地帯とは特定の農産物に関して問題とされなければならないということである。たとえば、マルクス地代論で問題とされている最劣等地は小麦の栽培に関してのものであって、小麦以外の作物についてではないということである。したがって本稿で問題とする限界地帯は米作の限界地帯であり、畑作や酪農のそれではないことに注意しなければならない。

第2は、特定の地帯が限界地帯として固定的に存在しているわけではなく、限界地帯は常に変化しうるものであるということである。すなわち、農産物の需要量は変化するのが常態であるから、その他の条件を一定とするならば、当該農産物の需要量が増加すれば、価格の上昇を通じて、それまでの限界地帯よりは生産費が高くつく耕境外の地帯、あるいは他の農産物が栽培されていた地帯に新たに当該農産物が栽培されるようになる。こうして当該農産物が新たに栽培されるようになった地帯が今度は当該農産物の限界地帯となり、それまでの限界地帯（最劣等地）は劣等地として相対的に1ランク上の位置に移行していく。逆に、当該農産物の需要量が減少すれば、価格の下落によって、それまでの限界地帯では当該農産物の生産は引き合わなくなるため、そこでの生産が放棄されることになり、今度はそれまで劣等地であった地帯が最下位の最劣等地（限界地帯）として位

置付けられることになるのである。以上のようなこと以外にも、限界地帯を変化させる要因はいくつか存在する。それは土地条件や技術条件の変化である。たとえば土地改良によって土地豊度を上昇させたり変化させたりすることによって、限界地帯が耕境外に放逐されたり、それまでの限界地帯とそれ以外の地帯との豊度の差が逆転したりすることも起こるからである。いずれにしても、このように限界地帯とは、常に変化する市場関係と技術革新の過程で移動しうるものであり、特定の地帯が限界地帯として固定的に存在しているわけではないことを強調しておきたい³⁾。

注3) この点を強調するのは山田[16]である。なお山田[15]では、1970年前後の動向から北海道が全体として稲作限界地帯であることを指摘し剣淵町(図2参照)を対象に実態分析を行なっている。本稿の限界地帯規定は山田[15]に依拠している。また北海道稲作限界地帯の歴史の変遷を追ったものに大前[1]がある。

III 北海道における稲作限界地帯の形成 — 限界地帯の確定 —

限界地帯の概念を以上のように規定した上で、次に問題となるのは、日本の稲作における限界地帯を具体的にどのように把握するかということである。この点に関するこれまでの研究は、花田[8]、梶井[3]、三島[11]等によってなされている。ところで、これらの研究の主眼は、限界地帯（または限界農家）規定を媒介に適正米価を算定することにおかれている。それに対し、本稿の目的は価格算定ではなく、後述のように、主産地の形成という地域農業の展開の観点から、ある程度広範囲の「地域」を限界地帯として把握することにある。その意味では、かつて梶井[2]

が鹿児島県農業を限界地農業として把握し、その変革の条件を探ったことがむしろ参考となる。そこで本稿では、次のような限界地帯の現実的動向に注目して、それを確定することにしたい。すなわち限界地帯とはその作物の耕作圏のいわば最前線（耕境）を包含する一帯であると考えられることから、限界地帯では、需要量の変化等に伴ってその作物の耕境が激しく変動するものと考えられる。したがって、逆に、需要量の変化等に伴って耕境が激しく変動する一帯が、その作物の限界地帯だと考えることができる。このような観点から、米が不足から過剰に転じ生産調整が開始された1970年前後の動向の中に、稲作限界地帯を見いだすことができるように思われる。すなわち米が不足基調にあった60年代に稲作面積を積極的に拡大し、また70年代以降の米過剰＝生産調整期には逆に稲作面積を積極的に縮小させた地帯が明確に存在したとすれば、そのような地帯が稲作限界地帯にはかならないといえることができる。

そこで、この点をみたのが表1である。1967年の豊作までは日本の米は不足基調のもとにあり、それに応じて稲作面積は69年まで増加し続けた。問題は、この時期に不足する米の追加的供給をどこが主として担ったかということである。表に見るように、この時期に稲作面積を増加させた地域は、北海道と東北と北関東の3地域のみで

あり、その増加面積はそれぞれ69千ha、78千ha、13千ha、面積増加率はそれぞれ35%、13%、5%であった。この中で北海道の水田面積増加率がとりわけ高い点が注目される。こうして、当時の米不足に対し、これらの3地域とりわけ北海道が米増産のために大きな役割を果たし、その意味で北海道が稲作限界地帯としての性格を全国の中で最も強くもっていたといえることができる。

以上は米不足基調下での局面であったが、1970年以降の米過剰＝生産調整下の局面においても、その供給量の減少を最大限に担った地域は北海道であった。そのことを表1では、69年と82年（水田利用再編対策第2期中央年）の稲作面積の対比（これは稲作面積が最大となった69年に対する82年の稲作面積の残存率でもある）で示したが、全国の中では北海道が54%と一番低い残存率となっている。つまり逆にいうと、減少率が最も高かったのである。こうして、米の供給量の増加と縮小の両局面において、北海道は全国の中で「わが国の米穀需給の調節弁的役割⁴⁾」を最も典型的な形で担ってきた地域だといえることができる。

このような北海道の稲作限界地帯としての性格は、米不足に対し稲作面積を急増させつつ1959年に稲作付面積で北海道が新潟県を上回り全国一となったが、70年代以降の米過剰＝生産調整政策下では、減反が特に強化された米生産調整対策時

表1 全国農業地域別稲作面積の推移

(単位：1000ha, %)

	全 国	北海道	東 北	北 陸	北関東	南関東	東 山	東 海	近 畿	山 陰	山 陽	四 国	九 州
実数													
1960年	3309	197	604	367	291	249	95	291	289	82	220	151	473
1969年	3275	266	681	361	304	205	90	258	254	78	201	135	441
1982年	2257	145	555	272	218	129	59	158	164	52	129	84	292
1960～69の変化 (60=100)	99.0	135.0	112.8	98.3	104.5	82.5	95.2	88.6	87.7	95.7	91.1	89.8	93.1
1969～82の変化 (69=100)	68.9	54.4	81.5	75.3	71.6	62.7	65.4	61.0	64.7	66.7	64.4	62.0	66.3

資料) 農水省『作物統計』より。

(70～73年)の72～74年と、水田利用再編対策第2期対策時(81～83年)にそれが新潟県を下回るようになったことにも端的に現われている。

以上の考察から、1960年代から1980年代において全国の中で北海道が最も稲作限界地帯と呼ぶにふさわしい地域であったと結論づけることができよう。なお92年以降の稲作減反緩和への積極的対応にも見られるように、今日でもこのような性格は基本的には変わっていないと考えられる。

こうして北海道は今日でも全体として稲作限界地帯としての性格をもっているのであるが、しかし全道の稲作地帯は決して同質的ではなく、地域差が著しい。そこで次に、北海道の中でもとりわけ限界地帯としての性格の強い稲作地域はどこであるかを考察していきたい。

表2は、道内の支庁別に稲作面積の推移を見たものである。1960年代には、道内の各稲作地域とも稲作面積を増加させたが、前半期(61～65年)には、増加面積、増加率ともに稲作中核地帯と呼ばれる空知で積極的な動きがめだった。しかし後半期(65～69年)には、絶対量では依然空知が最

大の面積増加を示すが、増加率は鈍化し、それに対し増加面積を倍加させ増加率を高めてきた代表的な地域は上川北・東・南端部である。この上川北・東・南端部と同様な動きを示した地域としては、留萌中南部、留萌北部、檜山、胆振、日高、十勝が挙げられる。こうして北海道の中でも特に上川北・東・南端部に代表されるような地域が、当時不足する米の供給量の追加的生産を果たす役割を中心的に担ったのである。また70年代以降の米過剰＝生産調整下においても、稲作減反を中心的に担ったのは、同じく上述の上川北・東・南端部に代表される地域だったのである。そのことは表2の1969～90年の面積増加率(実際は減少率)に端的に現われている。面積減少率がとりわけ高い地域は、十勝、網走、上川北・東・南端部、石狩、留萌北部であり、50%を超える値となっている。つまり、これらの地域の90年の稲作面積は、それが最大であった69年の半以下になってしまったのである。なお、この中で石狩の面積減少の要因としては、他と異なり都市化による耕地の壊廃によるものも含まれているものとみられる。

表2 北海道内支庁別の稲作面積の推移

	稲作面積 (100ha)				増加面積 (ha)			面積増加率 (%)			面積構成 (%)			
	1961	1965	1969	1990	61～65	65～69	69～90	61～65	65～69	69～90	1961	1965	1969	1990
北海道合計	2009	2297	2662	1462	28,724	36,569	▲120,013	14.3	15.9	▲45.1	100.0	100.0	100.0	100.0
石狩	230	264	303	132	3,394	3,900	▲17,100	14.8	14.8	▲56.4	11.4	11.5	11.4	9.0
空知	707	855	961	617	14,759	10,600	▲34,400	20.9	12.4	▲35.8	35.2	37.2	36.1	42.2
上川中央部	376	400	428	237	2,367	2,857	▲19,126	6.3	7.1	▲44.6	18.7	17.4	16.1	16.2
上川北・東・南端部	168	193	244	101	2,560	5,063	▲14,294	15.3	26.2	▲58.6	8.3	8.4	9.2	6.9
留萌中南部	53	66	89	46	1,385	2,281	▲4,318	26.4	34.4	▲48.4	2.6	2.9	3.3	3.1
留萌北部	9	10	13	6	151	239	▲682	16.9	22.9	▲53.2	0.4	0.5	0.5	0.4
後志	94	109	127	70	1,453	1,800	▲5,730	15.4	16.5	▲45.1	4.7	4.7	4.8	4.8
檜山	51	62	87	58	1,032	2,530	▲2,910	20.1	41.0	▲33.4	2.6	2.7	3.3	4.0
渡島	63	66	74	45	342	770	▲2,850	5.5	11.6	▲38.6	3.1	2.9	2.8	3.1
胆振	79	84	102	62	499	1,800	▲3,980	6.3	21.6	▲39.0	3.9	3.7	3.8	4.3
日高	53	61	76	45	784	1,490	▲3,120	14.7	24.4	▲41.1	2.7	2.7	2.9	3.1
十勝	38	36	52	5	▲170	1,619	▲4,763	▲4.5	44.7	▲90.9	1.9	1.6	2.0	0.3
網走	88	90	106	39	168	1,610	▲6,740	1.9	17.9	▲63.6	4.4	3.9	4.0	2.6

資料) 農水省北海道統計事務所『北海道農林水産統計年報』より。

注1) 上川北・東・南端部には中川、音威子府、美深、名寄、下川、風連、士別、朝日、剣淵、和寒、上川、南富良野、占冠が含まれる。留萌北部とは遠別、天塩である。釧路は十勝に含めた。

注2) ▲はマイナスを示す。

以上の考察から、米の供給量の増加と縮小のいずれの局面においても、積極的にそれに対応した

地域として、上川北・東・南端部、留萌北部、十勝、網走の諸地域を見いだすことができる。こう

して、これらの諸地域を米の需給変動に積極的に対応した稲作限界地帯であると位置付けることができよう。

注4) 山田 [15] 31ページ。

IV 現段階的特徴（その1） ーモチ米主産地の形成ー

1. 全国におけるモチ米主産地の形成

「主産地」の概念を、地域特化を伴って生産される特定商品作物の中心的な生産地域と解するならば、日本においてモチ米の主産地が形成されたのは決して古いことではなく、米生産調整政策が実施された1970年代以降の時期に属する。もちろん、古くからモチ米生産の比較的多い地域（特産地）は存在していた。それは、新潟県・宮城県（水稻モチ米が主）や茨城県・栃木県（陸稻モチ米が主）などであった。しかし60年代までは、多少の地域差はあってもモチ米生産は全国の稲作地帯において広範に行なわれていたのである。ところが70年代以降の米生産調整下で、それが変化し、陸稻モチ米が需要量減により激減しモチ米が水稻に収斂する中で、表3のように、我が国のモチ米生産は北海道、佐賀県、新潟県の3道県へ集中す

るようになった。新潟県は、古くから知られたモチ米の特産地であったが、良質米生産を背景にしたコシヒカリへの特化によって、70年代以降はモチ米生産はむしろ縮小傾向にある。それに対し、佐賀県は、かつては逆にモチ米生産の少ない県であったが、78年ころから生産が急増し、全県的な「佐賀農業産地づくり運動」（83～90年）にバックアップされて面積を増やし、現在（92年）が最大面積となるに至っている。北海道は、かつてはモチ稲作付率は全国平均以下であり、しかも70年代以降それはますます低下傾向を見せたが、80年代半ば以降になってから面積を増加させ、今日ではモチ稲作付率も全国平均を上回ってきている。こうして現在（92年）、全国の中で占めるこれら3道県のモチ稲の面積割合は33%に上昇し、このシェアは目下上昇傾向にある。

ところで、以上のような3道県におけるモチ米主産地の形成を、1970年代以降の米生産調整下での我が国稲作再編の1つの重要な動向として注目し、その実態と要因をいちはやく明らかにしたのは経済地理学を専攻する元木靖である⁵⁾。

こうして1970年代以降、我が国においてモチ米主産地が形成されたわけであるが、主産地形成と合わせて、この間、モチ米の生産構造が変化したことも重要な事柄である。この点も元木 [12] が

表3 作付面積にみる佐賀県・北海道・新潟県のモチ稲の位置（水稻・陸稻合計）

年産	全 国		佐賀県		北海道		新潟県		モチ稲の対全国シェア				モチ稲作付率			
	稲合計	モチ稲	稲合計	モチ稲	稲合計	モチ稲	稲合計	モチ稲	佐賀県	北海道	新潟県	3道県	全国	佐賀県	北海道	新潟県
	千ha A	千ha B	百ha C	百ha D	百ha E	百ha F	百ha G	百ha H	D/B	F/B	H/B	合計	B/A	D/C	F/E	H/G
1965	2,898	228	485	23	2,091	134	1,713	170	1.0	5.9	7.4	14.3	7.9	4.7	6.4	9.9
70	2,720	180	443	16	2,004	97	1,647	133	0.9	5.4	7.4	13.7	6.6	3.6	4.8	8.1
75	2,587	147	451	30	1,798	76	1,630	104	2.0	5.2	7.1	14.2	5.7	6.6	4.2	6.4
80	2,261	106	386	42	1,516	51	1,503	82	3.9	4.8	7.7	16.4	4.7	10.9	3.3	5.5
85	2,217	97	377	76	1,614	75	1,487	69	7.8	7.7	7.1	22.6	4.4	20.1	4.7	4.7
90	1,930	92	337	101	1,442	108	1,336	66	11.0	11.7	7.2	29.9	4.8	30.1	7.5	5.0
91	1,901	81	332	95	1,433	96	1,329	59	11.7	11.9	7.3	30.9	4.2	28.5	6.7	4.4
92	1,940	83	353	104	1,602	107	1,342	60	12.5	12.8	7.2	32.6	4.3	29.6	6.7	4.5

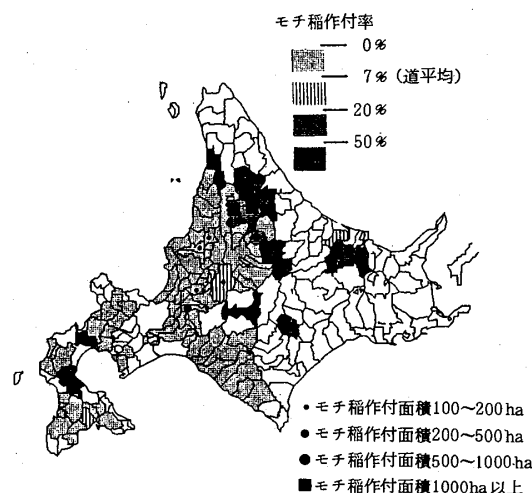
資料) 農水省北海道食糧事務所資料。

つとに指摘しているところである。すなわち、米生産調整以前の我が国のモチ米は、稲作農家の自給的性格と結びつきながら、小規模・分散的な生産構造をもち、「個々の農家、あるいは同一農村でウルチ米とモチ米の両者が作られる⁶⁾」という特徴をもっていた。つまり米作を基本とする農村では、ほとんどの農家がウルチ米はもちろんモチ米も栽培していたのである。そして、このような農村が全国いたるところに一般的に存在していたのである。生産条件がこのようなものであったため、当時のモチ米の生産は年々不安定性を免れえず、しかも主食米であるウルチ米に比べモチ米の需要量はもともと狭隘であるため、生産条件の不安定性は価格変動の激しさという結果に直結していた。それに対し、政府と農業団体は、モチ米の安定的生産をめざす方策を探り、「生産団地」制度に基づく契約栽培方式を採用することになり、そのもとで上述のように全国的にモチ米の主産地が形成されるようになったのである。また、この過程は同時に、米生産調整が実施された過程でもあり、良質米生産をめざすウルチ米の産地間競争の激化が、モチ米の商品性をも高める方向に作用した。更に、この過程で稲作の機械化と水田基盤整備が推進され、その結果農民層分解が進展し、モチ米生産の規模拡大を促した。これらの結果、それまで自給的で小規模・分散的だったモチ米の生産構造は、商品生産的で比較的大規模・集中的なものへと性格を変化させてきたのである。そして、このことを典型的に示す地域が、後述のように北海道であったのである。

2. 北海道におけるモチ米主産地の形成

こうして北海道は我が国で佐賀県と肩を並べる有力なモチ米主産地であることが分かった。そこで次に、道内におけるモチ米生産の地域的分布を見てみる。図1は、モチ稲作付率（稲作総面積に対するモチ稲作付面積の割合）とモチ稲作付面積

を道内市町村別に示したものである。図から、道内においてモチ稲作付面積が多く、かつモチ稲作付率の高い市町村は、留萌北部、上川北・東・南端部、網走中央地域、十勝中央地域の大きくいって4つの地域に集中し、極めて偏在していることが分かる。中でも特に士別市は2,000ha、名寄市と風連町と北見市は1,000haを超えるモチ稲作付面積を擁している。また、これらの地域には、売渡申込限度数量のすべてをモチ米に切り替え、ウルチ米のそれを全く持たない市町村も7つ（美深町、名寄市、下川町、上川町、南富良野町、音更町、池田町）形成されている。



資料) 農水北海道食糧事務所資料より算出

注1) モチ稲作付率 = $\frac{\text{モチ稲作付面積}}{\text{稲作総面積}} \times 100$

注2) 稲作総面積が100ha満たない市町村は除いた

また関連して図2に見るように、上記の4地域に全国農業協同組合連合会指定の「もち米生産団地」が集中的に形成され、逆に空知支庁（稲作中核地帯）を中心にキララブームを背景に、モチ米の売渡限度数量を全く持たず限度数量はすべてウルチ米となっている市町村が数多く形成され、1993年で115市町村に達している。こうして北海道においては一方でモチ米主産地が形成され、他方でウルチ米に特化する稲作地域が形成され、モチ米とウルチ米の棲み分け的な稲作地域の形成が確認されるのである。

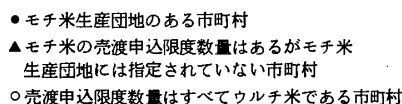


図3 モチ米主産地へのモチ稲作付の集中状況（1993）



以上で、北海道の上記の4地域において1970年代半ばからモチ稲作付が増加し、今日ではこれらの4地域に全道のモチ米生産の約8割を担う主産

年産	留萌北部（遠別町）			上川北部地域			網走地域			十勝地域			稲作限界地帯合計			全道のモチ稲 作付面積に 対する限界 地帯のモチ 稲作付面積 の割合
	稲作付 総面積	モチ稲 作付面 積	稲作付 総面積 に対する モチ 稲作付 面積の 割合	稲作付 総面積	モチ稲 作付面 積	稲作付 総面積 に対する モチ 稲作付 面積の 割合	稲作付 総面積	モチ稲 作付面 積	稲作付 総面積 に対する モチ 稲作付 面積の 割合	稲作付 総面積	モチ稲 作付面 積	稲作付 総面積 に対する モチ 稲作付 面積の 割合	稲作付 総面積	モチ稲 作付面 積	稲作付 総面積 に対する モチ 稲作付 面積の 割合	
	I	J	J/I	K	L	L/K	M	N	N/M	O	P	P/O	Q	R	R/Q	R/F
75	721	43	6.0	9,690	1,221	12.6	5,436	950	17.5	1,847	207	11.2	17,694	2,421	13.7	32.0
76	824	41	5.0	13,253	1,014	7.7	6,240	616	9.9	2,667	169	6.4	22,984	1,840	8.0	37.1
80	641	26	4.1	9,897	1,378	13.9	4,504	1,061	23.6	1,392	137	9.8	16,434	2,602	15.8	51.5
85	582	565	97.1	10,564	2,562	24.3	4,317	1,711	39.6	659	197	29.9	16,122	5,035	31.2	67.0
90	598	580	97.0	9,579	4,359	45.5	3,851	2,618	68.0	477	453	95.0	14,505	8,010	55.2	74.0
91	593	582	98.0	9,512	4,028	42.3	3,791	2,528	66.7	431	407	94.4	14,327	7,545	52.7	78.3
92	635	624	98.3	11,725	4,653	39.7	3,715	2,747	73.9	367	345	94.0	16,442	8,369	50.9	78.3
93	669	658	98.4	13,215	5,398	40.8	3,702	2,928	79.1	308	291	94.5	17,894	9,275	51.8	78.8

注2) Fは表3による。

地が形成されるに至ったことを明らかにした。

3. 稲作限界地帯におけるモチ米主産地形成の要因

ところで、ここで改めて確認しておきたいことは、北海道においてモチ米主産地が形成された諸地域は、2.で述べたように、実は稲作限界地帯にほかならないということである。そこで、次に課題となることは、なぜ稲作限界地帯にモチ米主産地が形成されたのか、その要因の解明である。

この点に関する分析も、すでに元木〔12〕が基本的には行なっている。すなわち、元木は、名寄市の実態分析から、その要因として、1.70年代以降の米生産調整期に入り、良質米志向を背景にウルチ米に銘柄米格差が導入されたことによって、もともと良質米生産に不利な稲作限界地帯のウルチ米生産をめぐる条件がいっそう不利になったこと、2.一方、上記のように当時、不安定な生産構造下で、全国的には慢性的なモチ米不足基調を背景にモチ米価格の高騰が見られ、モチ米生産の経済的有利性が形成されたこと、3.71、76年の冷害に際してモチ米の単収低下がウルチ米ほどではなく、モチ米が冷害に比較的強いことが確認され、モチ米が冷害常襲地帯である稲作限界地帯に比較優位な作物として認識されたこと、4.機械化や水田基盤整備の進展により商品生産をめざしたモチ米生産の規模拡大が促進されたこと、を挙げている。元木の指摘する以上のような諸要因は、まさに稲作限界地帯の稲作農家が置かれた自然的・経済的条件と日本農業の技術革新の下で形成された諸要因であるといえよう。なお本稿では、稲作限界地帯におけるモチ米主産地形成の要因として、更に1979年の「もち米生産団地指定制度」の発足と、その制度に基づくモチ米生産団地育成のための農協や行政による指導、つまり国の政策的要因および農業団体による生産団地育成の取り組み（推進力）が大きな役割を果たしたことを付け加

えておきたい。

注5) 元木〔12〕～〔14〕を参照。本稿は氏の一連の研究に依拠している。

注6) 元木〔12〕70ページ。

注7) これらの16市町村以外にも道内にはいくつかの「もち米生産団地」が存在する。もち米生産団地が存在し1993年にモチ稲作付面積が100haを超える市町村としては、愛別町310ha、沼田町134ha、北竜町149ha、芦別市199ha、栗沢町202ha、美瑛市151ha、八雲町144ha、黒松内町112haがある。

V 現段階的特徴（その2）

－稲作農家の存在形態－

1. モチ米主産地における稲作農家の存在形態

これまでも稲作限界地帯の稲作の特徴として、特に道央の稲作中核地帯の稲作に対して、中小規模稲作、生産基盤条件の脆弱性、冷害の多さ、高転作率といった諸点がつとに指摘されてきた。このような諸点は、今日でも基本的に変わりはないといえる。本章の課題は、これらの諸点をふまつつ、元木〔12〕が今後の研究課題として指摘した稲作限界地帯の全体像の把握⁹⁾に迫るために、これまで述べてきた道内の4つの稲作限界地帯における稲作農家の性格を把握することである。

図4は、道内の稲作限界地帯においてモチ米主産地を形成している16市町村（図2参照）の稲作農家の性格をさぐるために作成したものである。なお、本稿で「稲作農家」とは、稲の栽培を行なっている農家（経営）のことである。図から、道内の稲作限界地帯の稲作農家の性格に関して、大きく2つの類型が存在していることが分かる。第1は、稲作農家1戸あたりの稲作面積が3haを超え、かつ農産物販売金額1位部門が稲作である農家の稲作農家に対する割合が60%を超えている

(大半は70%以上) ような市町村の類型である。この類型には9市町村(遠別町、美深町、名寄市、風連町、士別市、剣淵町、上川町、南富良野町、女満別町)が含まれる。第2は、上述の前者の面積が3ha以下で、後者の割合が50%に満たないような市町村であり、この類型には4市町村(端野町、北見市、訓子府町、池田町)が含まれる。なお、これらの2つの類型以外にも、下川町、美幌町、音更町の3町が存在するが、実は1990年センサス結果では音更町は第1の類型に入り、下川町と美幌町は第2に類型に入っており、この間で変動が見られたこと、及び3町とも稲作面積が少ないことから、これら3町を基本的な類型の1つとして指定することには問題があると考えられる。こうして稲作限界地帯でモチ米主産地を形成する各市町村の稲作農家の性格に関する現時点における類型としては、基本的には上記の2つが存在すると判断してよいものとする。

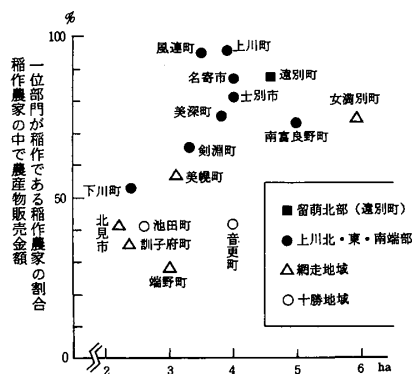


図4 モチ米主産地の各市町村における稲作農家の性格

ところで、この2類型は、次のような実体をもつものと考えられる。すなわち、第1の類型は、長年の減反強化の下で稲作をやめた農家や地区も少なからずあったが、稲作を維持した農家や地区においては、まだ大半の稲作農家は一定の稲作面積を保持し、しかも稲作が経営の最大部門となっている稲作農家が地域の稲作農家の大半を占めており、その意味でモチ米主産地として典型的な形

態を示す地域の類型である。したがって、この類型を稲作主業的なモチ米主産地と呼ぶことができよう。この類型に属する市町村は、上川北・東・南端部に多く存在するという特徴をもつ。

他方、第2の類型は、稲作を維持した地区や農家においても高率の転作が全体的に及び稲作面積を現在ではかなり縮小した結果、稲作を経営の最大部門とする稲作農家は地域の稲作農家全体の半分以上となり、稲作以外の部門を経営の最大部門とする経営(大半は複合経営)の中の副次部門として稲作が行なわれている農家が稲作農家の大半を占めるようになった地域の類型である。その意味で、この類型を稲作副業的なモチ米主産地と呼ぶことにする。この類型に属する市町村は網走中央地域に多く存在する。

なお、図4は『平成4年北海道農業概況調査』(1992年2月1日現在)のデータであるため、91年の実態を示していると考えられる。ところで92年、93年の大幅な減反緩和に際し、第1の類型に属する市町村では稲作の増反がかなり行なわれたのに対し、第2の類型に属する市町村では逆に稲作の減反傾向が続いた⁹⁾。したがって、その後、第1の類型に属する各市町村の位置は図4の中で更に右上にシフトし、第2の類型に属する各市町村の位置は逆に図中で更に左下にシフトした可能性がある。

そこで上記の2類型に属する市町村の代表的な事例を取り上げ、上述の諸点を実証してみたい。取り上げる事例は以下のとおりである。

1. 稲作主業的なモチ米主産地(名寄市)
2. 稲作副業的なモチ米主産地(端野町)

2. 稲作主業的なモチ米主産地(名寄市)

稲作主業的なモチ米主産地としては、既述のように上川北・東・南端部を中心とする9市町村が挙げられるが、ここではその代表的事例として名寄市を取り上げる。名寄市は、南部の名寄川・天塩

川沿いを中心に水田地帯が形成され、北部に接する美深町と共に古くから「北限稲作地帯」と呼ばれてきた。名寄市でも70年の米生産調整以来、高率の転作が積極的に推進され、市内北部の旧智恵文村では稲作を畑作に全面的に転換したが、南部の旧名寄町（名寄農協管内）では稲作への意欲の強さを背景に、モチ米産地への転換を条件としてできるかぎり稲を作り続けてきた。その延長線上で、92、93年の稲作減反緩和に際しては計280haのモチ稲面積の増反を果たし、93年には76年当時の作付面積1000ha強の水準に回復している。

図5は、名寄市内で最も稲作の盛んなT地区の農家の作付状況を示したものである。1993年で農家総数は33戸だが、その中で稲作栽培を行なっている農家は24戸である。稲作をやめた農家は、耕地面積の零細な農家が多い。No.1の農家は大規模稲作農家であるが、水田以外にもかなり大規模な畑地を持ち、畑作物の面積も桁外れに多く、この地区では例外的な存在のように思われる。

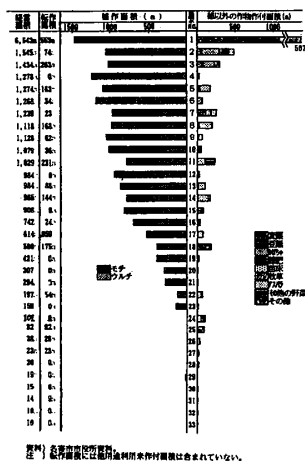


図5 名寄市T地区の農家の作付状況（1993年）

図から以下の諸点が指摘できる。第1は、一定数の大規模稲作経営の形成である。T地区には1993年に稲作面積が10haを超える大規模稲作経営が8戸存在する。同年に名寄市全体では10ha以上稲作経営は27戸を数え、T地区に最も多く存在しているが、稲作限界地帯にもこのような大規模

稲作経営が一定数形成されている点を確認することができる。なお名寄市以外のこのタイプに属する市町村でも、同年に遠別町で9戸、美深町で7戸、風連町で24戸、士別市で78戸、南富良野町で5戸、上川町で12戸、女満別町で7戸の10ha以上稲作経営が形成されている。

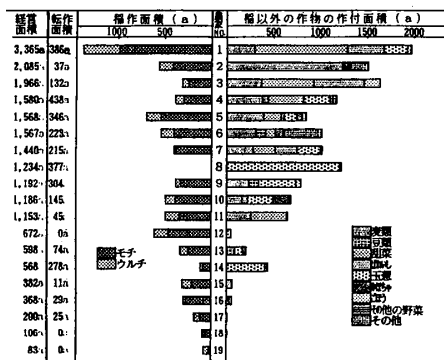
第2は、1992年、93年の稲作減反緩和の影響も大きいのであるが、ほとんどすべての稲作農家の転作面積は極めて少なく、稲作面積の大小にかかわらず、稲作を最大部門とする経営が稲作農家の一般的なあり方となっていることである。なお転作の主要なものはアスパラガスであり、稲作プラス集約野菜という経営の形成が注目されるが、稲作が経営の最大で基幹的な部門であることに変わりはない。最大部門が稲作であるという稲作農家が稲作農家の大半を占めるという点も、このタイプに属する他の4市町村でも同様ではあるが、ただ美深町では転作が一層推進され経営の最大部門が畑作となった稲作農家も少なからず形成されてきている点で、他の4市町村との若干の違いが見られる。

3. 稲作副業的モチ米主産地（端野町）

網走中央地域には、網走川流域の女満別町、美幌町、および常呂川とその支流に沿って端野町、北見市、訓子府町に稲作地帯が形成されている。網走中央地域のモチ米主産地の特徴は、上川地域と異なり、どの市町村でもモチとウルチが混作されていることである¹⁰⁾。また、女満別町を除いて稲作副業的なモチ米産地であるという性格をもつ。ところで常呂川とその支流に沿った一帯（端野町、北見市、訓子府町の水田地帯）の近年の農業動向の特徴は、転作の積極的な推進によって玉葱を中心とした野菜作の産地形成が進み、稲作が縮小してきていることである。そして、この稲作の縮小傾向は1992年以降の稲作減反緩和政策下でも依然として進行しており、空知地域や上述の上川地域

とは異なった展開を示している。

そこで以上のような実態を示す事例として、図6に端野町S区N班の農家の作付状況を示した。この地区は、常呂川左岸の稲作の盛んな地区である。図6から以下の諸点が指摘できる。第1は、一部に大規模稲作経営の形成が見られるが、しかし上述の上川地域では一定数の大規模稲作経営が形成されているのに対し、網走中央地域ではその形成は極めて微弱であることである。No.1の農家は稲作面積が10haを超える大規模稲作経営だが、このような大規模稲作農家の数は町全体でも1993年に4戸を数えるにすぎない。ちなみに北見市でも、同年にこのような経営は2戸を数えるのみである。端野町と北見市の同年の稲作面積はそれぞれ959ha、1250haであるが、これとほぼ同程度の稲作面積（1085ha）をもつ名寄市で上述のように大規模稲作経営が27戸形成されているのとは対照的様相を呈している。なお、この点の要因の解明は他日を期したい。



資料) 端野町農協資料
注) 転作面積には他用途利用米作付面積は含まれていない。

図6 端野町S区N班の農家の作付状況(1993年)

第2は、転作の積極的な推進によって稲作農家の大半は稲作面積をかなり縮小し、畑作物や玉葱を主体とした野菜を中心とする経営への転換を進め、稲作農家というより畑作農家あるいは野菜作農家と呼ぶほうがふさわしい経営が稲作農家の大半を占めるようになってきていることである。このような農家の大半は複合経営となり、稲作はその中

の1つの副次部門として位置付けられるに至っている。

注8) 元木は、論文[12]の最後の部分で「道央のような中核地でのモチ米離れの論理や道内の他の産地との比較、さらには流通市場との関連等についての全国的スケールでの把握が必要」(84ページ)と述べている。しかし、この課題はその後まだ解明されていない。

注9)、注10) 小林[4]参照。

VI 要約と今後の課題

本稿では、まず耕境変動の激しさという限界地帯の現実的特徴に注目し、北海道の留萌北部、上川北・東・南端部、網走中央部、十勝中央部を稲作限界地帯と規定した。そして、このような北海道の稲作限界地帯の現段階的特徴の1つとして、1970年代以降この地帯にモチ米主産地が形成されたことを明らかにした。また、これらの北海道のモチ米主産地には、農家(経営)における稲作の位置付けの相違から、1.稲作を経営の主体とする「稲作主業的なモチ米主産地」と、2.稲作はすでに複合経営の副次部門の1つに後退した「稲作副業的なモチ米主産地」の2類型が存在していることを指摘し、事例分析を通じてそのことを実証した。

なお本稿で対象としたのは、北海道であり、またモチ米生産の一端にすぎない。モチ米主産地形成の全体像を明らかにするためには、北海道だけでなく佐賀県や新潟県の実態分析が必要である。また流通、加工、消費に関する研究が不可欠である。更に、これらを食糧管理制度との関連で考察する必要がある。これらが今後に残された課題となる。

(参考文献)

[1] 大前博亮「地域農業の展開に関する経営経済学的基礎研究」『北見大学論集』第4号、北海学園北見大学学術研究会、1983年。

[2] 梶井功編『限界地農業の展開』御茶の水書房、1971年。

[3] 梶井功『農業再編成と農産物価格政策の転換』全国農業協同組合中央会、1979年。

[4] 小林恒夫「北海道限界地帯稲作論」『市立名寄短期大学紀要』第26巻、1994年。

[5] 塩沢照俊・太田原高昭・守友裕一『稲作北限地域における減反と農業就業構造』北海道農業会議、1980年。

[6] 七戸長生「北海道の中核稲作の構造と動向」古島敏雄編『産業構造変革下における稲作の構造2.』東京大学出版会、1976年。

[7] 名寄女子短期大学・北海道大学社会教育研究室合同調査班「『限界地』稲作経営の構造変化と農家生活」『名寄女子短期大学学術研究報告』第14号、1982年。

[8] 花田仁伍『日本農業の農産物価格問題』農文協、1978年。

[9] 東山寛「北限稲作地帯における稲作転換に関する一考察」『農経論叢』北海道大学、1993年。

[10] 布施鉄治・小内透・小内純子「稲作北限地帯における減反政策の展開と農民生活」『村落の変貌と土地利用形態』村落社会研究第24集、農文協、1988年。

[11] 三島徳三「農産物価格政策の再編成と対抗論理」美土路達雄監修『現代農産物市場論』あゆみ出版、1983年。

[12] 元木靖「北海道の限界米作地帯におけるモチ米生産の展開」寺坂昭信編『理論地理学ノート'82』空間の理論研究会、1983年。

[13] 元木靖「新潟県の米作地帯におけるモチ米生

産の存在形態」『埼玉大学紀要（社会科学篇）』第35巻、1987年。

[14] 元木靖「佐賀県の米作におけるモチ米生産の発展」『筑波大学人文地理学研究』11、1987年。

[15] 山田定市「『限界地帯』稲作の構造」古島敏雄編『産業構造変革下における稲作の構造2.』東京大学出版会、1976年。

[16] 山田定市「地域農業再編下における農民の主体形成」『地域農業構造再編下における農民の主体形成』北海道大学教育学部産業教育計画研究施設、1985年。

(平成6年2月10日受理)